

川崎市中小企業融資制度を改正します

～政策金利の引上げにより、融資制度の上限利率(金利)を引き上げます～

～市内中小企業向け経営相談窓口(既設)を御案内します～

川崎市では、市内中小企業の方々が利用する融資制度を運用しておりますが、令和8年4月1日に中小企業融資制度を改正します。

主に、日本銀行による政策金利の引上げを受けて市場金利が上昇したことから、本融資制度の上限利率(金利)を引き上げます。

また、米国関税措置、物価高騰等の影響を受けている市内中小企業者等の経営力強化のため、「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料の補助率を、令和8年12月末日保証申込受付分まで70%とするなどします。

1 上限利率(金利)の引上げについて

<主な資金の上限利率引上げ>※適用は令和8年4月1日(融資申込)から

利用対象	資金名	上限利率(金利) 引き上げ幅(かっこ内)
中小企業全般	振興資金	2.9%以内→3.1%以内(0.2%↑)
	流動資産担保資金	2.3%以内→2.5%以内(0.2%↑)
小規模な事業を営む方	小規模事業資金	2.2%以内(引き上げせず)
	小口零細対応小規模事業資金	2.2%以内→2.3%以内(0.1%↑)
売上や利益が減少している方	経営安定資金(不況対策資金10年)	1.9%以内→2.0%以内(0.1%↑)
	経営安定資金(災害対策資金)	1.9%以内(引き上げせず)
事業計画等を策定し経営力強化を図る方	経営安定資金(伴走支援型経営力強化資金)	1.8%以内→1.9%以内(0.1%↑)
川崎市に進出を考えている方	産業立地促進資金	2.5%以内→2.7%以内(0.2%↑)
新たな取り組みをする方	創業支援資金	2.1%以内→2.2%以内(0.1%↑)
事業承継を行う方	事業承継特別保証資金	1.8%以内→1.9%以内(0.1%↑)

2 制度の主な変更について

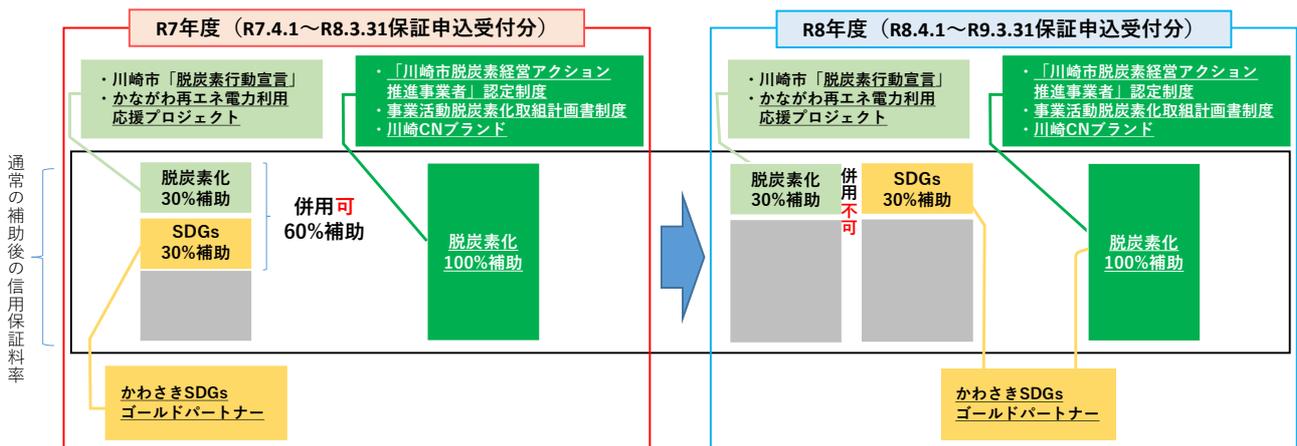
(1) 伴走支援型経営力強化資金の信用保証料補助70%の期間延長

米国関税措置、物価高騰等の影響を受けている市内中小企業が、収益力の向上や事業の成長・拡大に向けた事業計画を策定し、金融機関等の伴走支援を受ける「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料補助の補助率70%とする期間について、令和8年3月末日までとしていたものを、令和8年12月末日保証申込受付分までに延長し、市内中小企業者等の負担軽減を図ります。

資金名	伴走支援型経営力強化資金
融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う市内中小企業者等
融資度額	1億円
融資期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内、借り換え10年以内（据置期間はそれぞれ1年以内） ※借り換えはセーフティネット保証5号の認定を受けて利用する場合で、かつコロナ関連融資からの借り換えのみ。また、責任共有対象となります。
融資利率	年1.9%以内
信用保証料(率)及び市補助率	<p>※括弧書きは補助がない場合の信用保証料率です。</p> <p>令和8年12月末日までに保証申込受付した分</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般枠分 0.135%～0.525%【市70%補助後】(0.450%～1.750%) (条件変更分に対する補助なし) セーフティネット枠分 0.230%【市70%補助後】(0.765%) (条件変更分に対する補助なし) <p>令和9年1月以降に保証申込受付した分</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般枠分 0.225%～0.875%【市50%補助後】(0.450%～1.750%) (条件変更分に対する補助あり) セーフティネット枠分 0.383%【市50%補助後】(0.765%) (条件変更分に対する補助あり)

(2) 「SDGs・脱炭素化取組支援融資(脱炭素化取組支援融資(100%型))」の継続実施(要件追加)

2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、「『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』認定制度」において認定を受けた事業者等に対しては、昨年度に引き続き、信用保証料の100%補助を継続します(令和8年度から、信用保証料の100%補助については、「かわさきSDGs ゴールドパートナー」であることを要件に追加)。



3 特別相談窓口（既設）の御案内

川崎市では、一連の米国関税措置や中東情勢の緊迫等により影響を受ける市内中小企業を対象に資金繰りや経営安定・改善など、融資・経営相談を受け付けています。

(1) 中東情勢の緊迫等の影響を受ける市内中小企業向け

原油価格上昇に関する市内中小企業者等向けの「特別相談窓口」（令和3年11月10日～）

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000175817.html>

(2) 米国関税措置による影響を受ける市内中小企業向け

米国関税措置に伴う市内中小企業向けの「特別経営相談窓口」（令和7年4月4日～）

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185234.html>

<相談内容に応じた窓口>

融資に関する相談

川崎市経済労働局経営支援部 金融課

所在地:川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階

電話:044-544-1846 ファクス:044-544-3263

受付時間:午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで

川崎市経済労働局経営支援部 中小企業溝口事務所

所在地:川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階

電話:044-812-1112 ファクス:044-812-2075

受付時間:午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで

経営に関する相談

川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター

所在地:川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 7階

電話:044-548-4141 ファクス:044-548-4151

受付時間:午前9時から午後5時まで

信用保証に関する相談

川崎市信用保証協会 企業支援課 [川崎・幸・中原区]

所在地:川崎市川崎区日進町 1-66

電話:044-211-0501 ファクス:044-222-1993

受付時間:午前9時から午後5時15分まで

川崎市信用保証協会 北支所企業支援課 [高津・宮前・多摩・麻生区]

所在地:川崎市高津区坂戸 3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟 407号

電話:044-850-0055 ファクス:044-833-1313

受付時間:午前9時から午後5時15分まで

問合せ先

川崎市経済労働局経営支援部 金融課 鈴木

電話 044-544-1845